

たかしまの

# 介護の現場で働くみなさんを応援します！

## ★子育て応援助成事業★

- ① お子さんを学童保育に預けて市内の介護サービス事業所等に勤務する方
- ② 学童保育基本利用料
- ③ 2分の1（月額上限6千円）



## ★家賃助成事業★

- ① 市内に移住して新たに市内の介護サービス事業所等に勤務する方
- ② 借家の家賃
- ③ 勤務先の住居手当を差し引いた額の2分の1（月額上限2万円・助成期間2年）

## ★奨学金助成事業★

- ① 高校・大学・専門学校在学中の奨学金を市内の介護サービス事業所等に就労後に返済する方
- ② 返済する奨学金
- ③ 返済月額の2分の1（年間の上限6万円・助成期間2年）

①対象者 ②対象経費 ③助成額

※対象経費は、正規雇用職員として勤務した期間に負担した経費です。



## 雇用する側の法人も応援します！

NEW

### ★新規介護職員等雇用促進助成事業★

- ① 新たに市内の介護サービス事業所等に介護職員等を雇用した法人
- ② 新たに雇用した介護職員等に就職祝金として支払った額
- ③ 1人につき上限3万円

### ★介護支援専門員定着支援助成事業★

- ① 介護支援専門員を雇用する市内介護サービス事業所を経営する法人
- ② A: 介護支援専門員実務研修受講料（テキスト代含む）  
B: 介護支援専門員現任研修、更新研修Ⅰ・Ⅱ、再研修、主任研修受講料（テキスト代含む）
- ③ A: 受講料の全額 B: 受講料の2分の1

### ★外国人介護職員就労助成事業★

- ① 新たに介護職員等として外国人を雇用した市内の介護サービス事業所等を経営する法人
- ② 3か月以上外国人を雇用した場合の雇用にかかる諸費用等
- ③ 1人につき10万円



## ●●助成金交付要件●●

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

対象者：9月30日または、3月31日において、市内の介護サービス事業所等に  
正規雇用職員として3ヵ月以上勤務する介護職員等で、翌年度も同様の  
雇用形態で働く方

### 介護職員等とは

介護サービス事業所等に勤務し、利用者に直接介護を行う従事者（訪問介護員を含む）、  
介護支援専門員、障害者相談支援専門員

### 正規雇用職員とは

事業所において従事者が勤務すべき時間数（週32時間未満を除く。）を満たす職員

### 介護サービス事業所等とは

#### ・介護保険法関係

居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防  
サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設、介護老  
人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

#### ・老人福祉法関係

養護老人ホーム、ケアハウス等

#### ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

居宅介護事業所、短期入所事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、施設入所支  
援事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、共同生活  
援助事業所、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、相談支援事業所、  
移動支援事業所、日中一時支援事業所、訪問入浴支援事業所、地域活動支援センター  
事業所

## ●申請書類●

介護人材確保対策事業助成金交付申請書兼実績報告書、雇用証明書、支払額が証明できる書類、  
介護人材確保対策事業助成金請求書、通帳の写し、その他必要書類

助成事業によって必要書類が異なります。詳しくは、長寿介護課までお問合せください。  
ホームページにも掲載しています。

## ●申請受付期間●

前期：令和4年10月3日（月）～ 10月11日（火）

後期：令和5年4月3日（月）～ 4月10日（月）



## ●●お問合せ先●●

高島市役所 健康福祉部 高齢者支援局 長寿介護課  
担当：高橋・森田 電話：25-8029